

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十一月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月九日

埼玉県飯能県土整備事務所長 小宮山 節 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 飯能寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>野ヶ谷戸五〇六番一地先まで</p> <p>八番三地先から同市大字新堀字上</p> <p>日高市大字新堀字上野ヶ谷戸四九</p>		区 間
一五・二〇〇～三二・七七	一五・二〇〇～一八・五六	敷地の幅員 (メートル)
八四・八九		延長 (メートル)
<p>平成十一年十一月十九日付け埼玉 県告示第千四百八十四号及び平成二 十五年八月二十日付け埼玉県飯能県 土整備事務所長告示第九号の道路予 定区域の一部変更である。</p> <p>地方特定道路（改築）整備工事</p>		備 考